



## 区職員の懲戒処分について

と き 平成 27 年 6 月 23 日 (火) 発表

と ころ 練馬区役所 (練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

23 日、練馬区は、地方公務員法に基づき行った懲戒処分を公表した。

### 【公表内容】

#### 1 自転車窃盗

##### (1) 概要

当該職員は、平成 27 年 1 月 29 日(木)の業務終了後、区内において同僚と飲酒し、徒歩で帰宅途中、コンビニエンスストアの前に駐車していた他人の自転車を持ち去った。

平成 27 年 1 月 30 日(金)午前 1 時頃、持ち去った自転車を運転していたところ、巡回中の警察官から職務質問を受け、窃盗罪の容疑で警察署へ連行された。

当該職員は、平成 27 年 1 月 30 日(金)に釈放されている。

その後、窃盗罪の容疑について書類送検され、平成 27 年 3 月 24 日付けで不起訴処分となっている。

これら一連の事実は、地方公務員法第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

##### (2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

地域文化部 主事 (24 歳・男性) 停職 3 月

#### 2 不適切事務処理

##### (1) 概要

当該職員は、平成 26 年 4 月から 9 月にかけて、担当していた区立幼稚園に関する事務(物品購入書や契約書の作成等)について処理を怠り、事務の遅延を発生させるなど、不適切な事務処理を行った。

これら一連の事実は、地方公務員法第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第 33 条(信用失墜行為の禁止)、第 35 条(職務に専念する義務)に抵触するため、懲戒処分とした。

また、当時の上司について、管理監督責任として懲戒処分とした。

##### (2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

教育委員会事務局	教育振興部	主任主事	(42 歳・男性)	減給 1 / 10	1 月
健康部		統括課長	(59 歳・女性)	戒告	
区民部		係長	(42 歳・男性)	戒告	

#### 3 処分年月日

平成 27 年 6 月 17 日